

岐阜県公報

目 次

告 示

道路の区域変更
道路の供用開始

(道路維持課) 三三三五
(同) 三三三五

公 示

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し
平成二十八年年度における地籍調査に関する事業計画の変更

(技術検査課) 三三三六
(都市政策課) 三三三七

告 示

岐阜県告示第三百四十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年五月二十四日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年五月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後 別	敷地の幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
一般 国道	二百五十七号	下呂市宮地字族ガマ二二 二四番一九地先から 同市同字同 一三二 二四番二四地先まで	前	一六・〇 一七・四	一三・九	
			後	一三・〇 一六・〇	一三・九	

岐阜県告示第三百四十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年五月二十四日から二週間岐阜県土整備部道路

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

平成二十八年五月二十四日

維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年五月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域又は決定又は変更の年月日)
県道	田之上屋井線		瑞穂市森字五反田四五七番一 地先から 同市同字村前三三八番地先まで	二四五〇	平成二六・五二四	平成二六・二二四

公 示

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項第四号(廃業等)の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年五月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

取消年月	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した工事業
平成二十八年三月九日	株式会社 マルタイ	代表取締役 草野 哲郎	揖斐郡大野町大字五之里一四八番地一	般二十三 一四三六九	とび・土工及び内装仕上工事業
平成二十八年三月八日	赤堀硝子店	赤堀和男	大垣市本今六丁目一八番地	般二十七 二〇〇一六	とび・土工、鋼構造物、板金、ガラ

十五日	土善業務店	土田善高	大垣市和合本町一丁目八二六番地	般二十三 二〇〇三二	ス、防水、内装仕上及び建具工事業
平成二十八年三月十七日	岩本電工	岩本拓也	本巣郡北方町高屋太子一	般二十六 一〇二七八	電気工事業
平成二十八年三月三十一日	山本建設株式会社	代表取締役 山本 将博	多治見市大畑町西仲根三番地の一	般二十五 六〇〇五五	土木工事業
平成二十八年四月四日	渡辺水道工事店	渡辺和夫	高山市久々野町久々野二〇七六番地二	般二十三 八五〇一三	管及び水道施設工事業
平成二十八年四月七日	有限会社 東工務店	取締役 東一馬	可児市光陽台六丁目五番地	般二十七 一五四八八	土木工事業
平成二十八年四月七日	福島工業株式会社	福島正和	関市向山町四一 一八	般二十四 三五〇一五	とび・土工工事業
平成二十八年四月十一日	株式会社 天龍ホーグルデザイン	代表取締役 弘野田	岐阜市茜部神清寺二丁目一 九番一	般二十四 二二八七四	建築工事業
平成二十八年四月十四日	グス株式会社	代表取締役 紀雄 福西	各務原市蘇原興亜町四丁目一番地	般二十四 一〇二〇一	土木、とび・土工及び造園工事業
平成二十八年四月十四日	株式会社 丸岐サービス	代表取締役 坂井 田誠	山県市佐賀二九二番地二	般二十三 一〇二四〇	建築及び管工事業
平成二十八年四月十五日	有限会社 田中建設工業	代表取締役 田中 正治	多治見市池田町六一二	般二十四 六〇〇〇七	建築及び大工工事業

平成二十八年四月十八日	飛高建設株式会社	代表取締役 養好 彦	高山市山田町の三〇番地の三	特二十七 八五〇〇九 六	左官、鉄筋、板金、ガラス、防水、熱絶縁及び建具工業
平成二十八年四月二十五日	北川建設	北川桂	瑞穂市横屋三六七番地二	般二十三 一五六二五	土木、とび・土工、ほ装、造園及び水道施設工事業
平成二十八年四月二十六日	奥長組	奥長淳	岐阜市北島七ノ一―二二―ノ一B号室	般二十四 一〇二五一 九	大工及びとび・土工工事業

平成二十八年度における地籍調査に関する事業計画の変更

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により、平成二十八年度における地籍調査に関する事業計画の一部を次のとおり変更したので、同条第五項の規定により公示する。

平成二十八年五月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

調査を行う者の名称		調査地域	調査期間
恵那市	変更前	恵那市串原、武並町藤、三郷町佐々良木、三郷町野井、長島町久須見、東野、飯地町、上矢作町漆原及び笠置町姫栗の一部	平成二八・四・一から 同 二九・三・三二まで
	変更後	恵那市串原、武並町藤、三郷町佐々良木、三郷町野井、長島町久須見、東野、飯地町、上矢作町漆原及び笠置町姫栗の一部	平成二八・四・一から 同 二九・三・三二まで
恵那市笠置町河合の一部			平成二八・四・八から

同 二九・三・三二まで

平成二十八年五月二十四日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社